

ヤングケアラーの主な実態把握について

1 小中学校

	方法	内容
(1)	家庭訪問	・家庭状況の確認。(子どもとのかかわり、家庭生活等)
(2)	個別懇談	・保護者と面談。子どもの様子を聴き取り。 ・聴き取り内容に応じて、ヒアリングを行う場合もある。
(3)	2者懇談	・中学校のみ実施。 ・子どもと教師が1対1で話す。
(4)	連絡ノート	・一言日記等、文章で教師とやりとりを行う。 ・すべての小中学校が実施しているものではない。
(5)	健康観察	・登校後、子ども一人一人の健康観察を行う。 ・項目に「朝ごはんを食べましたか？」がある。

2 教育委員会

	方法	内容
(1)	ハートキャッチ運動	・西脇市青少年問題協議会との連携 ・子どものSOSを地域社会全体で受けとめる推進活動「ハートキャッチカード」を作成、配布。
(2)	教育相談 (青少年センター)	・臨床心理士による教育カウンセリング ・教育相談員による教育相談(窓口周知)
(3)	小中学校への啓発	・校園長会においてヤングケアラーについて周知。認知後の対応等、確認。 ・学校教育課だより NO.7

N ISHIWAKI 学校教育課だより

2022年5月
令和4年度 No.7

ヤングケアラーとは？

昨今、ヤングケアラーについてメディア等で取り上げられることが増え、社会におけるヤングケアラーへの認識は高まりつつあります。

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、「大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面などのサポートを行っている18歳未満の子ども」とされています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

国が令和3年4月に発表した実態調査では、中学2年生では約17人に1人(5.7%)、高校2年生では約24人に1人(4.1%)の割合で「世話をしている家族がいる」と回答しており、ヤングケアラーは身近にある課題と考えられます。

身近な課題である一方、ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表出されにくいものです。また、子ども自身やその家族がヤングケアラーであるということを認識していない、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対して、どこまで介入すべきかわからないといった理由により、必要な支援につながっていないケースもあります。いかにしてヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援につなげていくかが問われています。

教育現場でできることは？

私たち教職員は、子どもと接する時間が長く、子どもの日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを早期に発見しやすい立場にあります。そんな私たちが、ヤングケアラーとは何か、正しい知識をもち、発見した場合はどのように対応すればよいか、理解しておくこと、そして、普段接している子どもの中に“ヤングケアラーがいる可能性がある”という視点をもつことは、子どもが安心・安全に生きられること、子どもが子どもでいられることにつながります。

【教育現場での早期発見につながる気づきポイント】

このようなポイントがあてはまる場合は、継続的に観察し、記録を残していくことも重要です。

- 本人に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である。
- 遅刻や早退が多い。
- 保健室で過ごしていることが多い。
- 提出物が遅れがちになってきた。
- 持ち物がそろわなくなってきた。
- しっかりしすぎている。
- 優等生でいつも頑張っている。
- 子ども同士よりも大人と話が合う
- 周囲の人に気を遣いすぎる。
- 服装が乱れている。
- 児童生徒から相談がある。
- 家庭訪問時や生活ノート等にケアしていることが書かれている。
- 保護者が授業参観や保護者面談に来ない。
- 幼いきょうだいの送迎をしていることがある。

ヤングケアラー本人やその家族が相談しやすくなるために、相談窓口の周知も必要です。

※兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口

078-894-3989

(月～金曜日、9時30分～16時30分)

※西脇市青少年センター（教育相談）窓口

0795-22-8080

(月～金曜日、9時～17時)



家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、関係機関・団体が連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が求められています。

もし、ヤングケアラーを認知した場合、虐待事案同様、すぐに学校教育課、こども福祉課へご報告ください。

※この記事は、すべて『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）』より引用しています。

※ヤングケアラー支援マニュアルは下記フォルダに格納しています。ご活用ください。

市内共通→41 市内共通→08 生徒指導に関すること



(文責：山田 恵子)